

第211回一関市教育委員会定例会

日時：令和2年9月24日（木）

午後1時30分～3時00分

場所：一関市役所 会議室棟第4会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第24号 一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間
に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第2 協議第8号 花泉地域統合小学校の校名について

3 報 告

(1) 第78回一関市議会定例会（一般質問）の状況について (資料No.1)

(2) 行事報告及び10月行事予定について (資料No.2)

3 その他

(1) 令和2年度学校教育行政の重点について（ICTの活用） (資料No.3)

(2) その他

4 閉 会

第211回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第24号	一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
協議第8号	花泉地域統合小学校の校名について

議案第24号

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を次のとおり改正する。

令和2年9月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程（平成17年一関市教育委員会訓令第8号）を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(冬期間における勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 第2条 _____ の規定にかかわらず、12月15日から翌年の3月14日までの間における教育委員会事務局に勤務する通勤距離が片道おおむね15キロメートル以上の職員(部長又はこれに相当する職の職員及び短時間勤務職員を除く。)の勤務時間の割振りは月曜日から金曜日まで、<u>午前9時から午後5時45分まで</u>とすることができる。</p>	<p>(教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 第2条第1項の規定にかかわらず、_____ 教育委員会事務局に勤務する通勤距離が片道おおむね10キロメートル以上の職員(部長又はこれに相当する職の職員及び短時間勤務職員を除く。)の勤務時間の割振りは月曜日から金曜日まで、<u>次のいずれか</u> とすることができる。</p> <p>(1) <u>午前8時から午後4時45分まで</u></p> <p>(2) <u>午前9時から午後5時45分まで</u></p> <p>(3) <u>午前9時30分から午後6時15分まで</u></p>

2	<p>(教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 第2条第1項の規定にかかわらず、教育委員会事務局に勤務する<u>通勤距離が片道おおむね10キロメートル以上の職員</u>(部長又はこれに相当する職の職員及び短時間勤務職員を除く。)の勤務時間の割振りは月曜日から金曜日まで、次のいずれかとすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 第2条第1項の規定にかかわらず、教育委員会事務局に勤務する_____職員(部長又はこれに相当する職の職員及び短時間勤務職員を除く。)の勤務時間の割振りは月曜日から金曜日まで、次のいずれかとすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年9月1日から施行する。

理 由

時差出勤の通年導入により、①当市は市域が広く、通勤距離及び時間が長くならざるを得ないことから、交通渋滞が生じる時間を避ける勤務時間にする事で通勤時間を短縮させ、通勤に伴う職員のストレスを緩和すること、②育児・介護等の両立を支援すること、③「働き方の新しいスタイル」とすることを目的とし改正するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号 参考資料（現行規程）

○一関市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間に関する規程

平成17年9月20日
教育委員会訓令第8号

（趣旨）

第1条 この訓令は、一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び学校その他の教育機関の職員（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間の割振り）

第2条 次条から第5条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項に規定する勤務時間中に、正午から60分の休憩時間を置く。

（短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 第4条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、次の各号に掲げる休憩時間を置く。

（1）事務局及び教育機関（次号に規定するものを除く。） 60分

（2）学校、幼稚園及び学校給食センター 45分

第2条の3 短時間勤務職員については、所属長の指定する日を週休日とすることができる。

2 前項の指定する日についての職員に対する明示は、所属長が行う。

（冬期間における勤務時間の割振り）

第3条 第2条の規定にかかわらず、12月15日から翌年の3月14日までの間における教育委員会事務局に勤務する通勤距離が片道おおむね15キロメートル以上の職員（部長又はこれに相当する職の職員及び短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の割振りは月曜日から金曜日まで、午前9時から午後5時45分までとすることができる。

（勤務時間の割振りの特例）

第4条 職務の特殊性のため、前4条の規定により難しい場合は、別に定めるものを除くほか、別表のとおりとする。

2 前項の規定による勤務時間は、休憩時間を除き、原則として1週間当たり38時間45分になるように所属長が職員ごとに指定する。

（非常勤の職員の勤務時間及び勤務時間の割振り）

第5条 非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）の勤務時間は、1週間につき29時間の範囲内とする。

2 前項に規定する非常勤の職員の勤務時間の割振りは、所属長の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則（平成18年教委訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委訓令第9号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年教委訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委訓令第3号）

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年教委訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日教委訓令第10号）

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成24年12月18日教委訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月27日教委訓令第4号)

この訓令は、平成26年7月24日から施行する。

附 則(平成26年12月10日教委訓令第5号)

この訓令は、平成26年12月15日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日教委訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

機関名	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	午前7時30分から午後5時15分までの間において業務の実態において所属長が定める。	45分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日
幼稚園	A勤務 午前8時30分から午後5時まで	45分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日
	B勤務 午前8時30分から午後4時まで		
	C勤務 午前8時30分から午後6時15分まで	60分とし、その時限は所属長が定める。	
学校給食センター	A勤務 午前8時から午後4時30分まで	45分とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日
	B勤務 午前8時15分から午後4時45分まで		
	C勤務 午前8時30分から午後5時まで		
図書館	A勤務 午前8時30分から午後5時15分まで	60分とし、その時限は所属長が定める。	1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が職員ごとに指定する日
	B勤務 午前9時から午後5時45分まで		
	C勤務 午前9時30分から午後6時15分まで		
	D勤務 午前10時30分から午後7時15分まで		
	E勤務 午前11時30分から午後8時15分まで		
博物館	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から60分間	1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が職員ごとに指定する日

協議第8号

花泉地域統合小学校の校名について

花泉地域統合小学校の校名について、次のとおり協議します。

令和2年9月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

花泉地域統合小学校の校名について

第16回花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会において決定した案のとおり、花泉地域統合小学校の名称を下記のとおりとする。

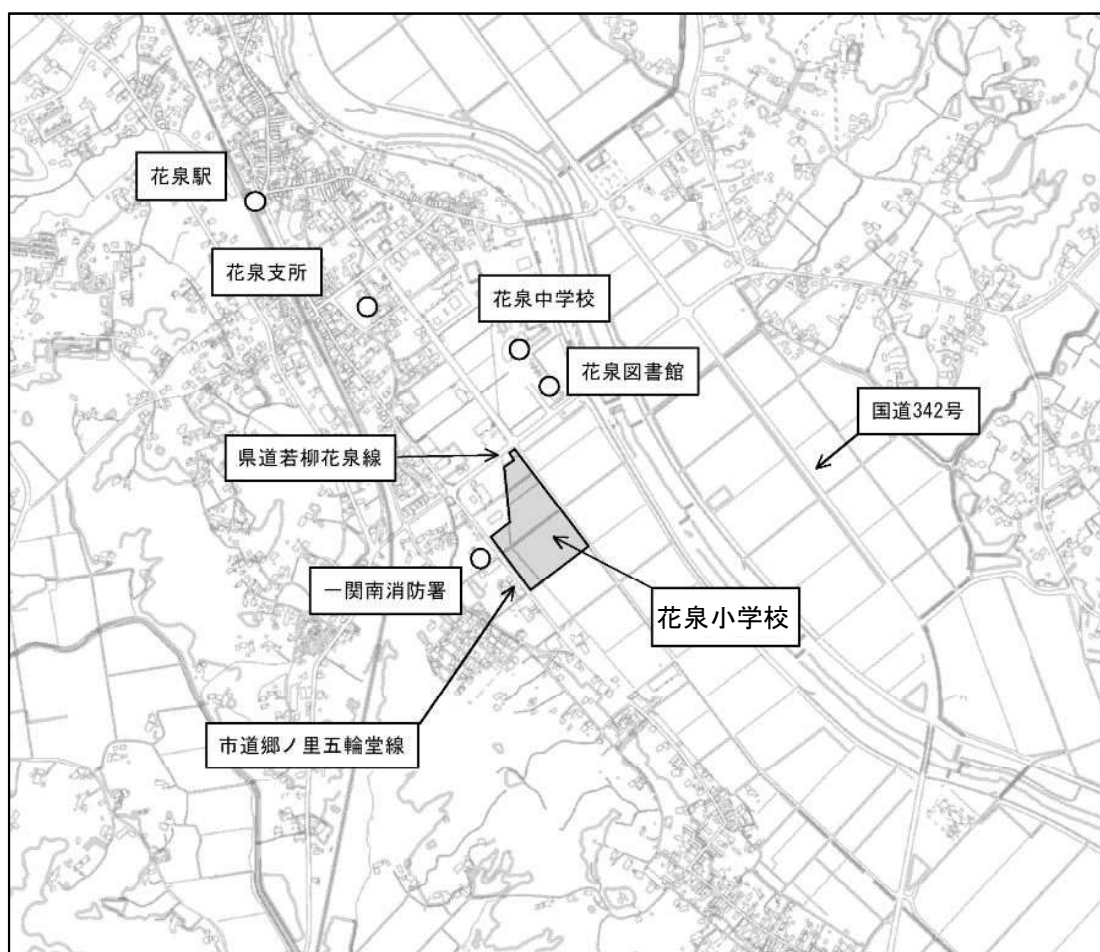
なお、このことに伴う一関市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、当該学校の所在地番が確定した後に市長に対して申し入れることとする。

記

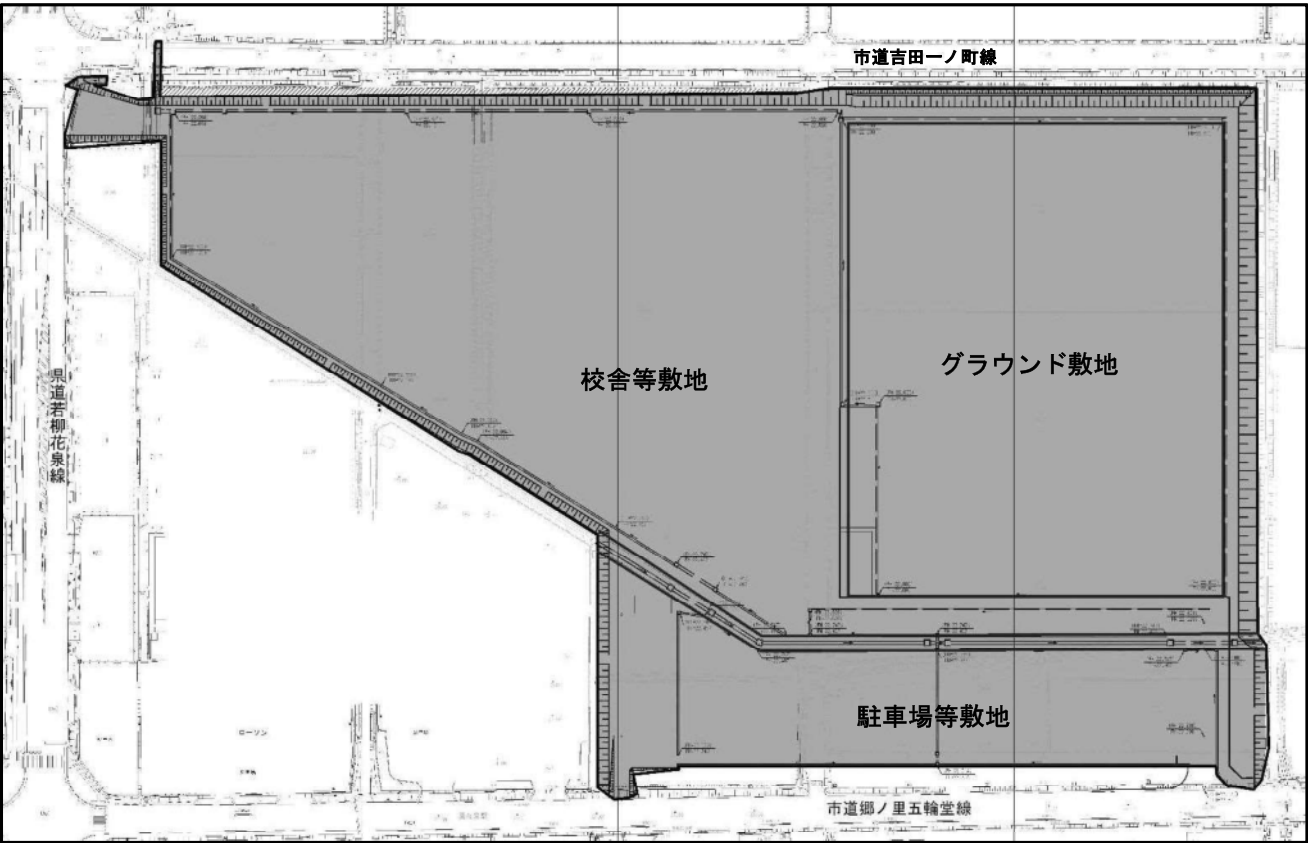
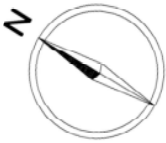
1 名称

花泉地域統合小学校の校名を、一関市立花泉小学校とする。

位 置 図



平 面 図



凡	例
	工事箇所